令和８年４月 23 日　定例教育委員会　会議録			
１　開催日時及び場所			
・令和８年４月 23 日（木）　10 時 30 分　～　11 時 32 分			
・1703 会議室			
２　出　席　者			
教育長	堀　　貴　雄	事務局職員	
委　員	村　上　啓　雄	副教育長	平　野　昌　彦
委　員	打　江　記　代(Web)	教育次長	高　木　　　岳
委　員	吉　田　香央里	義務教育総括監	浅　井　孝　彦
委　員	木　下　貴　子	教育総務課長	小　川　修　史
		教育総務課教育主管	安　部　博　貴
		教育総務課教育主管	尾　石　光　正
		義務教育課長	吉　村　嘉　文
		義務教育課教育主管	武　藤　広　朗
		義務教育課教育主管	渡　辺　　　出
		高校教育課長	山　本　　　文
		高校教育課教育主管	早　野　宏　樹
		特別支援教育課長	垣　添　奈　巳
		教育研修課長	有　尾　隆　宏
		体育健康課長	日　下　部　光
		学校安全課長	大 和 谷　　淳
		学校安全課生徒指導企画監	古　家　幸　司
３　議事日程等			
報第１号、議第１号、事務局報告（政策）（１）について、非公開とすることを決定			
４　会議録			
令和８年３月 19 日開催の臨時教育委員会の会議録を承認			
５　審議の概要			
別添のとおり			

会　　議　　録

<table>
<tr><td>発　言　者</td><td>発　　　言　　　内　　　容</td></tr>
<tr><td colspan="2">報第２号　岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について</td></tr>
<tr><td>義務教育課長</td><td>教育長の権限の委任等に関する規則第４条により専決した、岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部の改正について報告し承認を求めるものである。
資料２ページは関係する根拠法令等を示している。資料３ページは規則の改正案である。資料４ページは新旧対応表となっている。変化した数値の内訳を確認いただくため、資料５ページを用いて説明する。
小学校の「校長、教諭等」は令和７年度 6,666 人に対し、令和８年度は 6,724 人となっている。増減の理由は、児童生徒数の減少や統廃合による学級減による 71 人の減、一方、通級指導教室や日本語指導教室の基礎定数化により 121 人の増、特例定員等の加配で９人増などがあり、合計 58 人の増となっている。尚、特例定員とは、定年延長制度が段階的に導入され、定年退職者が２年に一度となり、定年退職者のない年の新規採用教員数が抑制される影響を平準化するために加配を措置されるものである。小学校「養護教諭等」は、357 人で６人増。標準法の改正により複数配置基準が引き下げられたことや特例定員等が要因である。小学校「栄養教諭」は 82 人で５人減、「学校栄養職員」は８人で増減はなかった。
中学校の各職の数値は表に示したとおりである。増減の傾向は小学校と同様であり、要因も共通している。</td></tr>
<tr><td>教　育　長</td><td>報第１号について、挙手により採決する。</td></tr>
<tr><td>教　育　長</td><td>全員賛成により原案のとおり承認する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局報告（その他）
(1)　県立学校の非常変災時における対応方針の改定について
(2)　令和８年第１回岐阜県議会定例会における審議結果について
(3)　令和８年第１回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要について
(4)　岐阜県における全国レベルの表彰について
(5)　令和８年度教育委員行事予定について</td></tr>
<tr><td>学校安全課長</td><td>令和８年５月下旬から、防災気象情報が変更になる報告である。２つ変更点がある。１つ目は、従来、気象情報の警報には、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮、土砂崩れなどがあった。この警報のうち、洪水警報が河川氾濫と変更され、資料のように、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の避難情報が５段階の警戒レベルに合わせて発表され、これで避難の判断をしやすくなると言われている。例えば、今まで、大雨警報と出されていた内容が、「レベル３大雨警報」というような言葉で出されると聞いている。また、レベル４相当の情報として、危険警報が新設されている。レベル３の情報が発表された場合には、気象庁のサービス「キキクル」や河川の水位情報等を確認して、早めの避難や避難準備を進めることになる。レベル４の危険警報が発表された場合、危険な場所から避難するということになる。
２つ目の変更点は、従来、気象台から市町村ごとに洪水警報・注意報が発表されていたが、河川氾濫等に関する情報は、河川ごとに発表されることになる。資料５ページは、岐阜県内の洪水予報河川について、中部地方整備局資料や市町村のハザードマップから作成したものである。この表は、河川氾濫警報等の発表があった場合、河川ごとで、どの学</td></tr>
</table>

	校が対象でどの学校で対応が必要なのかを表している。また、自宅にいた時に避難警報や危険警報が出た場合に、自分の自宅は避難が必要か調べることも必要になってくる。そこで、資料７ページに市町村のハザードマップのＱＲコードを載せた。これを読み取ると地図が出てくるので、こういうのを見てもらうとよいと思う。このハザードマップをＱＲコードで調べることは、今後、児童生徒の防災教育にも活用できると考えている。これらの資料は、各小中義務教育学校及び県立の学校には送付済みである。各警報が発表された場合、今まで通り自宅待機の対応は変わっていない。資料８ページ以降は、今回の変更点を踏まえ、県立学校と特別支援学校の対応方針や留意点が記載されている。
木下委員	警報が出たら実際にはとりあえず待機するということでよいか。
学校安全課長	そのとおりである。
木下委員	どのレベルからなのか。
学校安全課長	警報レベルのレベル３である。
教育長	高校は、全県１区で、県内どこから来ているかわからないので、居住しているところに合わせて対応をしていく。自宅待機の場合は、欠席扱いにはせずにオンライン等で学習の保障もしていくということになる。その辺は今までと変わらないが、今回は警報の出し方が変わったので、学校には丁寧に説明をしていく。
教育総務課長	令和８年度岐阜県一般会計予算他関係議案が本会議に提出され、教育警察委員会での審議を経て、いずれも可決された。一般質問について、教育委員会関係では９名の議員から、計 15 件の質問をいただいた。今回は、多様化・複雑化するリスクへの対策強化として、いじめの早期発見体制の強化や、教員が孤立しないための体制について、また、高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインを踏まえた県の実行計画策定についてなど、幅広い質問をいただいた。 次に、令和８年３月 16 日と 19 日にそれぞれ開催された教育警察委員会の概要を報告させていただく。３月 16 日の委員会では、令和７年度の補正予算及び条例その他議案１件について、３月 19 日には、令和８年度の当初予算について、審議いただいた。それぞれの委員会において審議された議案等について、すべて原案のとおり認めていただいた。委員会における各委員からの質疑の概要については、資料のとおりである。 次に、岐阜県における全国レベルの表彰について報告させていただく。初めに、文化部門ということで紹介させていただく。日本生態学会ジュニアポスターコンクールにおいて岐阜県立大垣北高等学校の自然科学部が最優秀賞を受賞した。スポーツ部門は、３月から４月までに開催された大会における受賞者となる。１項目目、令和７年度全国高等学校選抜自転車競技大会、男子ポイント・レース 20 キロメートルにおいて、岐阜第一高等学校 1 年の佐野凌麻さんが１位となったことをはじめ、相撲、ライフル射撃、水球などの競技で、10 人の個人と６つの団体が優秀な成績を収めた。 続いて今年度の教育委員の皆様に関わる行事予定について、説明させていただく。前回予定として示したものから変更した部分についてのみ説明させていただく。10 月に東海北陸ブロックの教育委員全員協議会が予定されており、10 月 29 日木曜日、30 日金曜日の２日間、富山県において開催することが決まった。29 日午後から協議会をし、30 日の午前には視察等も予定されている。正式な開催案内や協議会のテーマ等については、今後改めて開催県の富山県から連絡がくることになっている。
報第１号　年度末退職者表彰について（非公開案件）	

HP版

年度末退職者の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第１号　令和９年度使用教科用図書の採択について（非公開案件）	
令和９年度使用教科用図書の採択について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
事務局報告（政策）（１）いじめに関する重大事態の発生報告について（非公開案件）	
いじめに関する重大事態の発生について報告された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
その他　意見交換	
村上委員	京都の事件は、残念でありえない事件が起きてしまった。その予防策という観点ではないが、あの事案では、児童が欠席しているにもかかわらず、すぐにはその情報を保護者には伝えなかったということがあった。岐阜県では、どのようにされているのか。
義務教育課長	小学校では、多くの学校が集団で登校する。その時に、高学年の子が「あ、○○さんいないな」と子供同士の中で確認することがある。そして、必ず欠席する場合には、保護者から、学校に連絡をするということがルールになっている。その連絡の仕方は学校様々で、例えばスマート連絡帳というアプリを用いて、保護者がスマホで「こういう理由で欠席します」とか、「遅刻で何時に行きます」とか連絡することになっているので、担任も朝の段階で集約することができる。連絡がないにもかかわらず、教室に子供がいないという状況になった場合には、朝の会ですぐに職員室に連絡をすることになっている。養護教諭が取りまとめていることも多いが、今現在子供たちが何人来ているのか、来ていない理由は明確になっているのかということを確認して、連絡のない保護者には学校から連絡をする。細かなルールは市町村や学校によって若干違いがあるかと思うが、そういう体制をとっている。 私もニュースを聞いていて、なぜこのタイムラグが起きたのかということは、疑問に思っている。
村上委員	やっぱり安否をしっかり確認するということは、学校安全にとって極めて重要である。しかし、それをしたからといって今回の事案が防げたということではないとは思っているが、やはり交通事故に遭ったとか、側溝にはまってしまったとか、けがをしてしまったとか、苦しくて倒れてしまったとか、そういう子もいると思うので、ぜひ、安否確認はお願いしたい。
教育長	毎日のこともあるが、連休明けとか、長期の休み明けというのは、子供が来ているかどうかというのは心配なので、それについても細心の注意を払っていきたい。
村上委員	はしかが流行っているという報道がされているが、我々に意見を言わせれば、全国で200名余りということで、流行しているということではない。インフルエンザ等はその何万倍も流行する。なぜはしかが大流行に至らないかというと壮年以降は既感染者が多く、若年では幼少時に、90数パーセントはMRワクチンを接種しているからである。報道もひどいのは、「ワクチン２回接種者が発症」みたいな取り上げ方をして、ワクチンが効かないのではないかみたいなことを言うが、ワクチン接種後のはしかの発症事例は「修飾麻しん」と言って、発症しても極めて軽く済んでいるはずであるし、修飾麻しんの患者からは、よほどの濃厚接触がない限り周囲への感染性は極めて低いので、そういう意味でもワクチンは発症を 100%防げるとまでは言えないのは確かだが、社会全体にとって感染

	拡大は大いに防げるのであり、正しく報道していただきたいものである。 MR１期２期は過ぎた状態で子供たちは入学するわけだが、まだ未接種者がいれば、養護教諭の先生から接種は促していただきたい。 あとは子宮頚癌のワクチンも同様である。特に小学校高学年で接種するのが最も効果があって、ほぼ100％予防できる。あとは男の子にも、接種の対象が広がってきている。世界的にはもう男女問わずになってきている。性感染症なので、男の子も肛門の癌になったり、陰茎の炎症を起こしたりすることがある。女の子から男の子へうつしてしまう。ぜひ、両方が定期接種になるといいが、日本はまだ男の子には接種できない状況にある。そういうことも含めて、性感染症の予防ということの教育について、教育委員会として、もう少しシステム化して、学校現場の生徒さんを教育するといいのではないか強く思う。ご希望があればどこでも馳せ参じて協力したい。
体育健康課長	ワクチンについては、啓発を行うと同時に取り扱いについては慎重にお願いしたいということで、各学校には周知をしている。県立の高特の学校保健講習会等の場面でもワクチンについては周知して参るが、依然として保護者からは、「なぜそれを打たなくちゃいけないのか」というような問い合わせへの対応に苦慮しておる養護教諭もいると聞いている。必ずというものではないが、ワクチンの効果について、広く周知を徹底していく必要があると考えている。 また、性に関する講話の講演の際においても、産婦人科医会の先生方からワクチンの接種について、強く推奨していただいている。あわせて、ワクチン接種のチラシを配布して、呼びかけを行っております。今後も周知徹底を図って参りたい。
村上委員	教育委員会と自治体のワクチン接種担当部署との連携を進めるべきである。なかなかワクチン忌避の人は、翻意できないと思う。しかも、それはごくごく一部なのではないかと思う。多くの人は、不安に思っているだけで、よく理解すれば、打たせようかと考える人の方が大半なのではないかと思う。ワクチン忌避の人に、うつのが義務だと言っているわけではないというところは、注意深く説明していただきながら、ワクチンをうつのは本当にいいのかどうかと不安に思っている人によく説明したい。
体育健康課長	実は先日、産婦人科医会の宮崎先生から、本を１冊借りて読ませていただいた。ワクチンが原因で子供たちが病気になったというようなことが広く報道されたが、それは何の根拠もなかったということだった。この内容を保護者の方にも周知したいと思ったところだが、どういった方法で広げていくかということはまた体育健康課でも考えて参りたい。
村上委員	HPV ワクチンによって副反応として学校に行けなくなったり、手が震えたりっていう症状については、ワクチンとの関連性は基本的にはないと世界的にも日本でのデータでも医学的に確かめられている。それは正しいことだが、実際に症状がある子に、「あなたはそれは精神的なもの」だとか、或いは「気のせいだ」とか、「どこにも異常がないのにどうしてドクターショッピングするんだ」とか言うと、絶対に改善の方向に進まない。症状があるのだからそのことは認めて、それを一定の期間の機能障害であると診断する。「何か臓器が障害を受けたとか、傷ついたとかということではないけれども、機能障害だよ」ということを言ってあげると、前向きになってくれて大体半年ぐらいで立ち直る子が半数以上とか３分の２ぐらいである。だから、そこら辺を参考にしていただくとよいと思う。 症状を実際に訴えられている方には、「それは嘘だ」とか、或いは「気のせいだ」とか、そういうことを絶対言ってはいけないということも１つ参考にしていただきたい。
打江委員	ワクチン接種について、海外の国では制度化されているのかどうか教えてほしい。
村上委員	ほとんどが制度化されている。男の子にもうっている。オーストラリアは30年前からうったので、今は子宮頚癌の患者さんはほとんどゼロである。大体30年かかる。日本は10年間空白があったのでこれからだが、接種率が90％とか保てれば、30年後には子宮頚

	癌の女性はもういなくなると思う。
打 江 委 員	弊社にも外国人の方々が見えるし、県内においても海外から子供さんが移住してくる場合があると思うが、例えば、はしかとか水疱瘡とかそういうワクチンを子供のときにうつという制度はあるのか。
村 上 委 員	東南アジアも含め、ほとんどの国はある。日本とほぼ同様の定期接種の枠組みで、麻しん、水痘、おたふく、風しんも含めたワクチンは大体うっている。 欧米に留学させるときの書類には必ずワクチン接種歴を添付することになっている。私も、これまで何百枚も書いている。会社としても、そういうフォーマットを作って入職のときに、ワクチンの接種歴を確認して、不足分のワクチンがあればそれをうってきてもらうということができると一番よい。日本から留学で外国に行く時には、やってこないと受け入れないということになっている。企業もそのようにされるといいのかなと思う。あとは、東南アジアはやっぱり結核が怖いので、胸の写真をしっかり取っていくとよいのではないか。

閉会
午前 11 時 32 分、閉会を宣言する。